平成２２年（フ）第２６８号
高知市上町１丁目11番43号　ヤイロハイツ703
債務者　深田　晴子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９９号
大分市大字下判田205番地の50
債務者　岩本　　聡
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３２号
大分市顕徳町２丁目６番８―601号　エンブレム顕徳
債務者　信貴　百合
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３８号
大分市大字本神崎643番地
債務者　太田　育良
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５５号
宮崎県延岡市山月町１丁目4728番地２
債務者　佐々木美紀
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第８８号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目23番２号
債務者　矢田　千草
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９１号
宮崎県日向市大字財光寺124番地１
債務者　甲斐千佐子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９３号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４
債務者　亀井喜代美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９４号
宮崎県延岡市伊達町３丁目6027番地４
債務者　佐伯　栄子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９６号
宮崎県延岡市富美山町83番地181
債務者　甲斐　重次
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第９７号
宮崎県延岡市富美山町83番地181
債務者　甲斐　春美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５４号
鹿児島県鹿屋市旭原町3611番地７　メゾンフレール101号
債務者　永山　里美（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
群馬県太田市東長岡町531番地９
債務者　塩田　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１１４号
群馬県太田市西新町113番地14
債務者　金谷美代子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第９２号
福島県いわき市平下平窪古川町１番地の３
債務者　堤　　静江
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第８６号
富山市東石金町８番１―407号　県営住宅
債務者　福村むつ子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
神奈川県横須賀市三春町５丁目81番地　サンノーマンション4007
債務者　米尾　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９０号
神奈川県横須賀市三春町４丁目46番地　下田ハイツ203
債務者　矢野　一郎
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部